

産業医 毎月5万円で活動なし?

年間20分で60万円の収入も!!

50人以上に産業医

労働安全衛生法では、50人以上の職場には産業医を置くことを定めています。

昨年市教委は、50人以上の学校は、大相模小・川柳小・西方小・明正小・蒲生小・中央中・北中・富士中・栄進中・大相模中の10校あり、すべての学校に産業医を配置しているとしています。

この産業医には、月5万円、一年間で60万円の委託料(源泉徴収あり)が出ていることが分かりました。50人未満の学校にいる健康管理医(校医で教員の健康相談などを行っている)は、教職員一人当たりの委託料が年間で二八二〇円(税抜き)(40人の教職員

産業医の各校での執務状況(2022年度)

学校名	執務回数	のべ執務時間	執務内容
A小	1	30	健康相談
B小	1	50	健康相談
C小	1	30	健康相談
D小	1	44	健康相談
E小	1	40	健康相談
F中	4	260	健康相談 長時間労働に関する面接指導
G中	1	40	健康相談
H中	1	20	健康相談
I中	2(同日)	60	健康相談 学校衛生委員会
J中	9	675	健康相談 長時間労働に関する面接指導

※一部計画が含まれています。

健康相談とあるが、健康診断結果に基づく面談であり、どの健康管理医でもやっていること。

決められている業務

産業医の職務は法で定められています。主なものは以下の通りです。

①月一回以上の職場巡視
産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。なお、事業者から産業医に所定の情報(衛生管理者が毎週1回行う作業場等の巡視の結果等)が毎月提供される場合には、2か月に1回以上にする事が可能です。

②健康診断後のチェックとフォロー
校長は、健康診断の結果で異常所見があると診断された労働者について

は産業医との面談を実施したり、必要に応じて産業医の意見をもとに就業上の措置をとらなければなりません。例えば、療養のため、休暇、休職、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮

③健康面談
産業医は、過重労働者面談だけではなく、状況に応じてさまざまな面談を実施します。・有所見者面談・メンタルヘルス相談・休職・復職判定など
④衛生委員会への出席
50人以上の職場にあっては、毎月一回以上の衛生委員会の開催が定められています。

10校の産業医の活動状況

では、市内10校に配置されている産業医はどんな活動をしているのでしょうか。わかったことは、上の表の通りです。ほとんどの学校で、年一回の健康相談(健康診断結果に基づく事後指導)しか活動がありません。

時間をみると、20分・30分・30分・40分・40分・40分。これで毎月5万円!!この活動は、産業医でなくともやっていることで

学校名	実施回数
A小	3
B小	2
C小	3
D小	3
E小	3
F中	3
G中	2
H中	3
I中	3
J中	3

50人以上の学校では、衛生委員会を毎月最低1回は開催することが定められています。忙しい学校現場にあっては、かなり厳しいものとなっています。衛生委員会は、校長、産業医、衛生管理者、及び教職員で構成されることになっています。さらに衛生委員会は、話し合ったことを議事録として残り、3年間保存することが義務付けられています。また、校長は話し合われたことを職場の教職員に周知することも義務付けられています。大変ではありませんが、大いにこの場を活用し、他の学校も真似をしてほしいものです。

本来の産業医活動を



か市教委が責任が厳しく問われます。労働安全衛生法の空白地帯と言われてきた教育の現場ですが、まだまだ労働者の快適な職場環境を作りあげるものになっていません。体制を整えても魂を入れなければ、絵に描いた餅になってしまいます。職場の衛生委員会をはじめ、魂を入れるのは私たちです。

市教委は産業医の委託にあたりどのような活動を委託したのでしょうか。産業医としての職場巡視や衛生委員会への出席といった、当然の職務は、なぜ行われていないのでしょうか。産業医委嘱料は税金です。産業医